

吉野川市農業委員会総会議事進行表(1月総会)
(令和5年1月)

1. 開催日時 令和5年1月25日(水)
午後1時30分から午後2時40分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人
- | | | | | |
|---------|-----|-----|---|---|
| 会 長 | 5番 | 大久保 | 光 | 江 |
| 会長職務代理者 | 12番 | 真 相 | 広 | 也 |
| 副会長 | 2番 | 山 口 | 博 | 史 |
| | 14番 | 近 藤 | | 清 |

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (1人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 報告事項(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 第6 報告事項(2)農地改良届について
- 第7 報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
- 第8 報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田佳明
局長補佐 原田裕充
事務主任 森本佑治

8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年1月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、13番芝高委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和5年3月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、15番、阿部委員、16番、藤本委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出しております議案は、
議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件
議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件
議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 13件
報告事項(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告事項(2)農地改良届について
報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとお

り、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第1号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字先須賀ノ三、地目は、台帳、現況共に畑、面積は、2,693㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、事業地の近くで農業をしたいという譲受人と売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、新規農家でございますので、令和5年1月16日に、会長・担当委員・事務局によりまして、農家としてのヒアリングを行っております。譲受人は、主にリサイクルショップを営んでいますが、親会社が調味料会社であることから、事業の傍ら、原材料である柚の栽培を行いたいということでございます。借入地504㎡で、主に露地野菜を栽培しており、申請地では、柚を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 2番、山口です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査を行った結果、譲渡人は、高齢のために耕作ができなくなり、後継者もないため、譲受人と売買で話がまとまったようでございます。譲受人は新規農家でありましたので、ヒアリングを行い、柚を栽培し、山川町にある本社で加工販売を行うということでございました。栽培技術は、父親が山川町で柚を栽培しておりますので、指導を受けて栽培するということでございますので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号1番の、売買による所有権の移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということですので、議第1号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番及び3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、鴨島町山路字阿葉谷、地目は、台帳、現況共に畑、面積は996㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、兼業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地2, 646㎡、借入地3, 743㎡で、主に米とザクロを栽培しており、申請地では、ザクロを増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

3番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、鴨島町森藤字壇ノ鼻、地目は、台帳、現況共に畑、面積は88㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、兼業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地4, 590㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、露地野菜を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。状況的に、お二方については問題はないと思いますので、今後の耕作の状況を見守っていきたいと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号2番及び3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということですので、議第1号2番及び3番につつまし

ては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、4番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、鴨島町上下島字中ノ丁、地目は、台帳、現況共に畑、面積は2,294㎡の内、所有権持ち分3分の1の移転でございます。譲渡人は、専業農家で、後継者である譲受人に、毎年、農地を部分的に所有権移転しているものでございます。譲受人は、自作地9,077㎡、借入地1,967㎡で、主に米とスイカ等を栽培しており、申請地では、米を引き続き作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。本件は、父親から後継者である長男への贈与でございます。同居もしておりますので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号4番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、川島町桑村字三軒屋、地目は、台帳、畑、現況、田、面積は579㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、専業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地3,700㎡、借入地8,262㎡で、主にブロッコリー、ニンニク等を栽

培しており、申請地では、ブロッコリーを作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番、松本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。今回の申請地は、令和4年6月に3条申請で5筆、3,700㎡の許可済み農地の南側にあり、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第1号5番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第1号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは1番の、駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町上下島字南ノ丁、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は1,513㎡のうち223㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、南側農地で利用するトラクターや隣接地に居住する息子家族の自家用車を置く駐車場として利用する予定のようです。事業費は、自己資金350万円でございます。

土地の造成については、現況地盤面より20cm盛土し、防草シート敷設後、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があり、南側農地との境界には擁壁を新設するため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透と側溝へ自然流下させる計画

であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 　18番、大塚でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先般、事務局と現地調査を行いました。申請地は、宅地と宅地の間の農地でありまして、それを、進入路と駐車場として道路高に合わせて埋め立てて利用したいということでございます。他に、ご迷惑をかけることはないと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号1番の、駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第2号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして2番の、駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、川島町児島字正境、地目は、台帳畑、現況宅地、面積は582㎡のうち199㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がでございます。

(始末書を読む)

申請地の現況は、同筆南側農地より15cmほどかさ上げされ、コンクリート敷、駐車場として施工されております。西側奥には2階建農業用倉庫が建築されております。隣接する農地は、今回同時に転用申請のありました議第3号7番の農地以外にはないため、周辺農地への影響はありません。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結

果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。23日に現地調査を行いました。始末書の内容のとおりでございます。周辺農地への影響もないようですので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第2号2番の、駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページをご覧ください。1番でございます。

位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町山路字堂原、地目は、台帳、現況共に畑、面積は990㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル297枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1,460万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、新設土羽止めを設置するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地は長年耕作放棄地で、この度太陽光ということで話がまとまったようです。この土地の周りは、既に太陽光に転用されており、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第3号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。本件につきましては、3,000㎡を超える大規模面積のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字田淵、地目は、台帳、現況共に畑、面積は3,167㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル768枚、パワコン40台、発電出力198kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を大阪ガス株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金5,400万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先般事務局、会長と共に現地調査に参りました。譲渡人は、務めていたのですが退職し、草の管理だけは

していましたが、高齢になり管理もままならないとこれでしたが、太陽光の会社が土地を探していましたところ、水田もしないようなので、広いよい土地なんですけど、借りてもいないということで、会社と話がまとまったようでございます。農業会議へもそのあたりは伝えたいと思います。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第3号2番につきましては許可することに決定いたしました。本件につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 　続きまして3番及び4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。2筆でございます。
位置図については、資料10です。
申請地の所在は、川島町山田字中須賀、地目は、台帳、現況ともに田、2筆の合計面積は1,975㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日付で農振除外された、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,180万円を予定しています。
土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。
排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。
4番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、川島町山田字新原、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,019㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、太陽光パネル252枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番 　15番、阿部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。3番については、業者の都合で、1回取り下げをしております。今回併せて転用が出てきております。譲渡人は、後継者の見込みもなく農業を縮小しております。太陽光に売ることとさせていただきます。4番については、譲渡人は農機具も所有しておらず、近隣の農家に耕作して貰っていましたが、けがと高齢ということで農地を還されまして、困っていたところ、近隣の太陽光の会社が買うということで話がまとまりました。ただ、工事進入が難しい土地ですが、隣地所有者との話もできているということでございますので、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号3番及び4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第3号3番及び4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして5番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請、6番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　5番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、川島町栗村字春日原、地目は、台帳、現況共に田、面積は810㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、譲受人は現在市外のアパートで生活していますが、家族が増え手狭になったため、妻の父が所有している申請地を借り受け、居

宅を新築する計画のようです。申請地には、木造平屋建て住宅、延べ床面積137.46㎡を建築する計画で、事業費は自己資金1,400万円を予定しています。

土地の造成については、申請地には1mほどの段差があるため、周囲に擁壁を新設し、一部を1mほど盛土して敷地をフラットに整地して仕上げる予定です。給排水については、市上下水道を使用します。民境界には、擁壁を新設するため、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

3頁及び4頁をご覧ください。6番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料12です。

申請地の所在は、川島町桑村字学池尻、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は875㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日付で農振除外された、第2種農地でございます。併せて利用する土地、川島町桑村字学池尻、地目宅地、面積103.63㎡がございます。

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン8台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番、松本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。5番から説明をさせていただきます。借り人は現在市外のアパートに住んでいます。子供もでき少しでも生活環境がよいところで住みたいということで、実家に近い申請地を借りることで話が進みました。周辺農地に影響はないと思いますので、問題はないと思います。6番については雑草が生えていまして耕作放棄地となっております。この度太陽光に売買されるということでございます。この申請地の南側にも太陽光が建設されています。23日の現地確認の結果、周辺状況、環境も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号5番の使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請、6番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号5番及び6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号5番及び6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして7番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、川島町児島字正境、地目は、台帳、現況共に畑、面積は383㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日付けで農振除外された、第2種農地でございます。また、先ほど議第2号2番で審議いたしました同地番の土地の一部で南側となります。
計画概要は、譲受人は現在、申請地北にあります妻の両親宅で同居しており、新居を構える土地を探していたところ、将来のことも考え、両親の面倒も見られることから、隣接地であり妻の父が所有する同地を借り受け、居宅を新築する計画となったようです。申請地には、木造平屋建て住宅、延べ床面積105.5㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,200万円を予定しています。
土地の造成については、良質土で15cmほど盛土を行い、砕石を敷き仕上げる予定です。給水については、市上水道を使用し、排水については合併処理浄化槽を通して、道路側溝に放流します。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
雨水排水等については、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございます。何も問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号7番の、使用貸借権の設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして8番及び9番の、駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料13です。
申請地の所在は、山川町西久保、地目は、台帳、現況共に、田、面積は538㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、譲受人は申請地西側で居住しており、敷地が狭いため親戚等の来客の際、車両を駐車するスペースがなく困っていました。譲渡人においては、体力の衰えにより農地管理ができない状況でありました。申請地が荒廃地となり近隣に迷惑がかかるのを恐れて、隣接地に居住する譲受人に相談し、売買の話がまとまったようです。申請地では、家族及び来客の駐車場とするほか、長年の夢であった庭として活用する予定のようです。事業費は、自己資金100万円でございます。

土地の造成については、上土を30cm取り除き、碎石を30cm敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。

9番でございます。位置図については、資料13です。

申請地の所在は、山川町西久保、地目は、台帳、現況共に、田、面積は538㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、譲受人は申請地西側で居住しており、敷地が狭いため来客の際に車輛を駐車するスペースがなく困っていました。譲渡人においては、体力の衰えにより農地管理ができない状況でありました。申請地が荒廃地となり近隣に迷惑がかかるのを恐れて、隣接地に居住する譲受人に相談し、売買の話がまとまったようです。申請地では、家族及び来客用の駐車場とするほか、庭として活用する予定のようです。事業費は、自己資金100万円でございます。

土地の造成については、上土を30cm取り除き、碎石を30cm敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果

ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。23日に事務局と共に現地確認を行いました。8番、9番の譲渡人は高齢で跡継ぎもなく、畑もトラクターが入れない袋地でございます。草の管理も、近隣の人に頼んでして頂いていました。管理に苦慮していたところ、隣地所有者から駐車場にほしいとの話があり。売買で話がまとまったようでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号8番及び9番の、駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号8番及び9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号8番及び9番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして10番及び11番の使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料14です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に田、面積は754㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル195枚、パワコン1台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷設し、その上に15cm碎石を敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。

11番でございます。位置図については、資料14です。

申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,012㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル195枚、パワコン1台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷設し、その上に15cm碎石を敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 　ただ今の説明に関連して、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7番 　7番、安部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。10番、11番共に23日に現地調査を行いました。特に問題はないと思います。ただ、諏訪の隣地の方から、草の管理はキチッと行って貰うようにとのことでした。ご審議の程よろしくお願

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号10番及び11番の使用貸借権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号10番及び11番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第3号10番及び11番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして12番の、売買による貸車庫置場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　12番でございます。位置図については、資料15です。申請地の所在は、山川町建石、地目は、台帳、現況共に田、面積は254㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は自動車販売業及び修理業を営んでおり、事業拡大をするため車庫置場にできる土地を探していたところ、店舗に近い申請地の所有者である譲受人との話がまとまったようです。申請地は、隣接

市道の高さまでかさ上げして車輛置場にし、自身が経営する法人に貸与する予定のようです。

土地の造成については、上土を20cmすき取り、山土で50cm盛土し、さらにその上に碎石を20cm敷設して仕上げる計画です。

民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議 長 　ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。駐車場への転用でございます。北と東は道路で、南には居宅があります。現在の駐車スペースでは非常に困っているということで、申請については問題ないと思えます。ご審議の程よろしくお願

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号12番の、売買による貸車輛置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませ

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号12番について許可することに、ご異議ございませ

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第3号12番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして13番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めま

事務局 　13番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料16です。

申請地の所在は、山川町井上、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は942㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日付けで農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル183枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金550万6千円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁及び既設土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設

置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、12番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 　12番、真相でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第3号13番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号13番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第3号13番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、報告事項(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告事項(2)農地改良届について、報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 　○報告事項(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料17です。

所在は、鴨島町飯尾字掘り、地目は、台帳、現況共に、田、面積は274㎡でございます。転用目的は、居宅の新築でございます。令和4年12月22日に届出が提出され、令和4年12月28日に、これを受理し通知書を送付しましたのでご報告致します。

○報告事項(2)農地改良届についてを、ご報告致します。

議案書の6頁をご覧ください。位置図は、資料18でございます。本件は、令和4年12月19日付けで農地改良届が提出され、申請地、山川町

祇園、地目は、台帳、現況共に畑、2筆の合計面積2,049㎡において、利便性と効率性の向上のため、申請人が所有する東側の土地と同じ高さに地上げする計画です。造成計画では、近隣の耕作土と山土で140cmから240cm程度盛り土を行い、民境界は、コンクリートブロック積み擁壁及び勾配法面を施工後、整地して仕上げる予定です。令和4年12月27日に、これを受理致しましたので、ご報告致します。

○報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の7頁をご覧ください。1番です。位置図については、資料19です。

照会地の所在は、山川町丸山、地目は、台帳、現況共に畑、面積は277㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年1月11日付けで回答したものでございます。

○報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、2件2筆でございます。内訳と致しまして、農地法第3条の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について、でございますが、

○農林業振興課から農振農用地除外申請について、意見を求められております。お手元に、申請一覧表及び除外申請書類の一部等のコピーを配布させていただいておりますので、担当地区の現地調査の程、よろしくお願い致します。

なお、現地調査の結果については、特に、ご意見がございましたら、来月の総会で発表をお願いします。

また、配布済みの一覧表1番から21番の案件の他、2件程、追加案件があるということでございますので、後日、修正一覧表を送付させていただくとともに、担当委員さんには、別途、お願いにあがるということでございます。

以上です。

議長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと

とを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時40分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記